

別表 2

随意契約による場合の随意契約理由等の結果公表
審査会において、あらかじめ定めた手続による契約相手方の選定を行う、予定価格 5 万円以下の少額特名随意契約（別表 3 において「特定少額契約」という。）
検査事務手続